

第107期 事業報告書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

立飛企業株式会社

東京都立川市泉町841番地
電話 042-536-1111番(代表) 郵便番号190-8680



立飛企業株式會社

第 107 期 事 業 報 告 書

株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当社の事業運営に格別のご支援とご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

ここに、第107期(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)の事業報告書をお届けし、事業の概況をご報告申し上げます。

事 業 概 況

1. 営業の概況

当期におけるわが国の経済は、デフレ基調で推移し、雇用・所得環境の悪化による個人消費の低迷や民間設備投資の低調など、依然厳しい状況で推移いたしました。

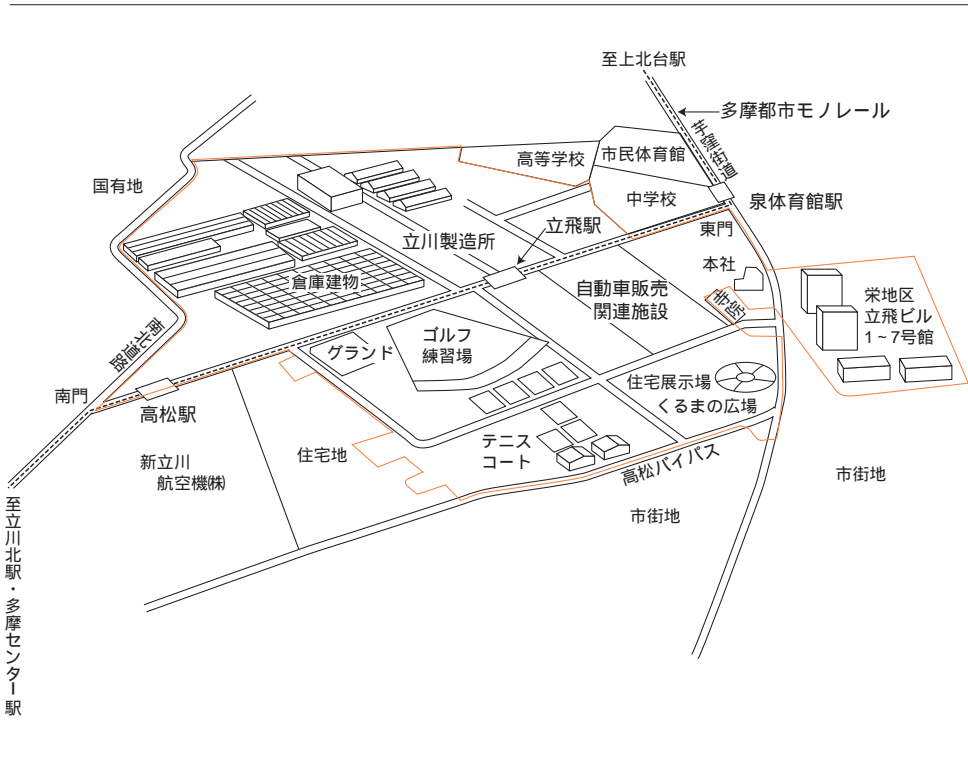
不動産賃貸業におきましても、その影響からテナントの事業縮小・撤退・統廃合などにより、賃貸需要は低迷し価格改定など厳しくなっております。

このような状況の下で、当社は土地・建物の有効利用により社有地の価値を高めるとともに、既存の土地・建物の補修工事や諸設備の改善工事を行い、積極的な営業活動により解約あとの後継テナントの勧誘や新規テナントの開拓など、入居率の維持・改善や稼働率の向上に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は6,180百万円で前期比3.3%減となりました。経常利益は減価償却費や建物修繕費の増加などにより、3,275百万円で前期比9.3%減、当期利益は投資有価証券評価損の計上や固定資産廃却損の増加により、1,722百万円で前期比1.0%の減となりました。

不動産賃貸部門の営業概況は次のとおりです。

建物の期間満了や中途解約などにより、売上高は6,150百万円



表紙：当本社・立川製造所および栄地区

で前期比3.0%減となりました。なお、営業年度末の賃貸面積は土地431,461.14 m²、建物199,951.83 m²であります。

このほか、ガソリン販売による売上が29百万円ありました。

2. 当社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、不安定な世界情勢の動向や株式市場の低迷などにより、景気回復の見通しは依然不透明で、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況の中で、ビル・倉庫のテナント需要の減少や借り手側の厳しい選別が予想されます。

当社といたしましては、社有地の有効活用を促進するとともに不動産賃貸部門の充実強化に努め、既存の土地・建物の稼働率の向上に注力し、テナントの入居率改善など営業力の強化を図り、新たな事業展開を目指し業績の向上に取り組んでまいります。

また、立川製造所一部地域を含む「立川基地跡地関連地区土地区画整理事業」につきましては、施行者が平成12年度より立川製造所内にて工事着手しており、平成14年度も引き続いて共同溝などの供給処理施設の工事を行い、都市計画道路の舗装工事も進んでおります。

全体工事は、平成17年度末の完了を目途に進められております。

本事業は、不動産賃貸業を営む当社にとりまして、社有地の利用増進を図るうえで重要なことであり、今後とも慎重に対応してまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 104 期 (平成11年度)	第 105 期 (平成12年度)	第 106 期 (平成13年度)	第107期(当期) (平成14年度)
売 上 高(百万円)	6,438	6,353	6,390	6,180
経常利益(百万円)	3,735	3,737	3,609	3,275
当期利益(百万円)	2,156	2,249	1,740	1,722
1株当たり当期利益(円)	169.36	176.65	137.17	133.37
純 資 産(百万円)	24,886	26,845	28,400	29,723
総 資 産(百万円)	32,437	34,993	35,433	35,441
1株当たり純資産(円)	1,954.73	2,108.54	2,239.51	2,343.68

(注) 1. 1株当たり当期利益の金額につきましては、期末発行済株式総数により算出し、第106期からは自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、第107期(当期)は新たに当期の利益処分案による役員賞与金を控除して算出しております。

2. 1株当たり純資産の金額につきましては、期末発行済株式総数により算出し、第106期からは自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第107期(当期)は新たに当期の利益処分案による役員賞与金を控除して算出しております。

4. 設備投資および資金調達の状況

当期中の設備として次のとおり建設いたしました。

区 分	金 額 百万円	内 容
203号棟 (立川製造所)	57	建物改修工事(リフォーム工事)
209号棟 (立川製造所)	48	建物改修工事 (リフォーム・屋内消火栓工事)
境界設置 (立川製造所)	80	塀・植栽工事

設備資金については自己資金で賄い当期中新たな資金調達はおこなっておりません。

会社の概況（平成15年3月31日現在）

当社は不動産賃貸業を主な事業内容としております。

会社の概況は次のとおりです。

1. 株式の状況

会社が発行する株式の総数 30,000,000株

発行済株式の総数 12,731,550株

1単元の株式数 100株

（注）平成14年8月30日開催の取締役会の決議により、平成14年10月1日を実施日として株式の流動化をはかるため、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

株主数 2,199名

当期中の名義書換件数 259件

当期中の名義書換株数 665,672株

大株主（上位7名）

株主名	持株数	議決権比率	当社の当該株主への出資状況	
			持株数	議決権比率
	株	%	株	%
新立川航空機株式会社	5,797,190	46.5	2,412,910	
石川島播磨重工業株式会社	1,275,785	10.2		
株式会社みずほ銀行	568,830	4.6		
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドン	424,700	3.4		
ザチェースマンハッタンバンク エヌエイロンドン エスエルオムニバス アカウント	315,000	2.5		
投資信託受託者三井アセット 信託銀行株式会社	250,000	2.0		
シュローダーインベストメント マネージメントクライアント ジェネラル	180,000	1.4		

（注）1. 当社の当該株主への出資状況において、当社が所有している新立川航空機株式会社の株式については、商法第241条第3項の規定により議決権を有していません。

2. 株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほホールディングスは、平成15年3月12日付で株式交換により株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社となりました。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1,110.21株（議決権比率0.0%）を保有しております。

自己株式の取得、処分等および保有

取得株式（単元未満株式の買取りによる取得）

普通株式 13,112株
取得価額の総額 27,827千円

処分株式

普通株式 株
処分価額の総額 千円

決算期における保有株式

普通株式 62,928株

2. 主要な事業所

本社 東京都立川市泉町841番地

立川製造所 東京都立川市泉町935番地

栄地区 東京都立川市栄町6丁目1番地

3. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	78	4(増)	43.9	17.7
女性	12	1(減)	39.0	13.5
計	90	3(増)	43.2	17.1

（注）上記従業員には、出向者30名を含めております。

4. 企業結合の状況

① 連結子会社等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
立飛開発株式会社	23	66.7	運動施設経営
平成造園株式会社	10	50.0	造園工事ならびに管理、清掃業務受託
泉興業株式会社	22	25.0	タバコ、飲料品の販売、電算機 計算業務受託
新立川航空機株式会社	551		一般機械器具製造販売および 不動産賃貸業

（注）は、商法上の子会社には該当しませんが、連結財務諸表規則上の連結子会社となっております。

② 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の3社、持分法適用会社は新立川航空機株式会社であります。

当期の連結売上高は6,793百万円(前期比234百万円減)

連結経常利益は3,511百万円(前期比298百万円減)

連結当期純利益は1,843百万円(前期比35百万円増)

5. 主要な借入先

借入先および借入金残高はありません。

6. 庶務の状況

(1) 株主総会に関する事項

平成14年6月27日東京都立川市泉町841番地当本社会議室において、第106回定時株主総会を開催し、下記の事項を付議しました。
報告事項

第106期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第106期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の主な内容は、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)により、額面株式の廃止や単元株制度の廃止、単元株制度の創設等の改正がなされたこと。また、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)により、会社関係書類の電子化等の改正がなされたことによるものです。

(2) 登記に関する事項

東京法務局立川出張所において、次の登記を完了しました。

平成14年10月1日

1単元の株式の数 1,000株から100株に変更登記。

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	円	(負債の部)	円
流動資産	14,493,262,634	流動負債	1,641,116,516
現金預金	8,233,868,972	支払手形	73,206,156
売掛金	13,607,474	買掛金	2,172,900
有価証券	6,099,805,417	未払金	135,613,329
商品	925,700	未払法人税等	685,922,100
前払費用	4,631,198	未払消費税等	71,427,500
繰延税金資産	82,909,814	未払費用	17,381,737
未収入金	35,600,301	預り金	36,381,689
未収収益	9,458,951	前受金	484,621,584
その他	12,480,645	賞与引当金	55,378,071
貸倒引当金	25,838	設備支払手形	78,843,450
		その他	168,000
固定資産	20,948,470,115	固定負債	4,077,369,128
有形固定資産	9,790,813,076	長期預り保証金	3,732,584,443
建物	8,067,552,187	退職給付引当金	344,784,685
構築物	953,864,305	負債合計	5,718,485,644
機械及び装置	51,165,239		
車輛及び運搬具	9,996,041	(資本の部)	
工具器具備品	161,270,987	資本金	636,577,500
土地	546,964,317	資本剰余金	800,000,000
無形固定資産	1,398,456	資本準備金	800,000,000
電話加入権	1,398,456	利益剰余金	28,431,450,482
投資等	11,156,258,583	利益準備金	159,144,375
投資有価証券	10,651,840,591	任意積立金	25,000,000,000
従業員長期貸付金	65,787,900	配当平均積立金	600,000,000
繰延税金資産	141,911,764	退職積立金	300,000,000
積立保険金	286,228,219	別途積立金	24,100,000,000
その他	50,305,896	当期未処分利益	3,272,306,107
貸倒引当金	39,815,787	(うち当期利益)	(1,722,565,639)
		株式等評価差額金	87,988
資産合計	35,441,732,749	自己株式	144,868,865
		資本合計	29,723,247,105
		負債・資本合計	35,441,732,749

損益計算書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業収益	円	円
	土地建物賃貸収益		6,180,825,028
	営業費用		
	土地建物賃貸費用	2,605,110,545	
	販売費及び一般管理費	439,502,320	3,044,612,865
	営業利益		3,136,212,163
	営業外収益		
	受取利息	3,595,846	
	有価証券利息	86,148,753	
	受取配当	35,109,300	
損益の部	雑収入	20,057,175	144,911,074
	営業外費用		
	支払利息	5,633,503	
	雑支出	74,331	5,707,834
	経常利益		3,275,415,403
	特別利益		
	貸倒引当金戻入額	119,239	
	物件移転補償金	118,651,700	118,770,939
	特別損失		
	固定資産廃却損	204,362,483	
特別損益の部	投資有価証券評価損	230,191,862	434,554,345
	税引前当期利益		2,959,631,997
	法人税、住民税及び事業税	1,288,057,614	
	法人税等調整額	50,991,256	1,237,066,358
	当期利益		1,722,565,639
前期繰越利益		1,549,740,468	
当期末処分利益		3,272,306,107	

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - 商 有 価 証 券 先入先出法による低価法によっております。
 - 満期保有目的の債券 償却原価法によっております。
 - 連結子会社等株式 移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有 形 固 定 資 産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金 一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に充当するため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 退 職 給 付 引 当 金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
6. その他
 - (1)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準
「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当期から同基準によっております。これによる当期の損益に与える影響はありません。
 - (2)1株当たり情報
「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,371,311,827円
2. 1株当たりの当期利益 133円37銭
3. 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額 87,988円
4. 自己株式 当社が保有する自己株式の数は、普通株式62,928株であります。

利 益 処 分

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	3,272,306,107 円
配 当 平 均 積 立 金 取 崩 額	600,000,000
退 職 積 立 金 取 崩 額	300,000,000
計	4,172,306,107
これを次のとおり処分いたしました。	
株 主 配 当 金	633,431,100 円
1株につき 50円 (普通配当 10円) (特別配当 40円)	
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	32,000,000 (4,500,000)
別 途 積 立 金	2,000,000,000
計	2,665,431,100
次 期 繰 越 利 益	1,506,875,007

(注) 株主配当金には自己株式62,928株分は含まれておりません。

(ご参考)

連 結 貸 借 対 照 表

(平成15年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,155	流動負債	1,692
現金預金	9,860	支払手形及び買掛金	104
受取手形及び売掛金	41	未払法人税等	695
有価証券	6,099	賞与引当金	79
たな卸資産	12	前受金	465
繰延税金資産	99	その他	347
その他	40		
貸倒引当金	0		
固定資産	26,153	固定負債	3,520
有形固定資産	9,804	退職給付引当金	352
建物及び構築物	9,027	長期預り保証金	3,168
機械装置及び運搬具	65		
土地	546	負債合計	5,213
その他	165		
無形固定資産	2	(少数株主持分)	
		少数株主持分	3,116
投資その他の資産	16,347	(資本の部)	
投資有価証券	15,794	資本金	636
繰延税金資産	163	資本剰余金	800
積立保険金	310	利益剰余金	32,873
その他	118	その他有価証券評価差額金	11
貸倒引当金	39	自己株式	342
		資本合計	33,979
資産合計	42,308	負債、少数株主持分及び資本合計	42,308

連 結 損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	6,793
売上原価	3,104
売上総利益	3,688
販売費及び一般管理費	458
営業利益	3,230
営業外収益	
受取利息	90
受取配当金	14
持分法による投資利益	149
保険金収入	17
その他	15
合計	286
営業外費用	
支払利息	5
その他	0
合計	5
経常利益	3,511
特別利益	
貸倒引当金戻入額	0
物件移転補償金	118
合計	118
特別損失	
固定資産除却損	204
投資有価証券評価損	236
合計	440
税金等調整前当期純利益	3,188
法人税、住民税及び事業税	1,317
法人税等調整額	42
少数株主利益	71
当期純利益	1,843

連結子会社 3 社 持分法適用関連会社 1 社

役 員

(平成15年6月27日現在)

代表取締役社長	高	橋	勝	寿
専務取締役	川	本	長	功
常務取締役	外	谷	賢	郎
常務取締役	花	房		宏
取締役相談役	藤	澤		徹
取締役	齊	藤	大	海
取締役	石	戸	敏	雄
常勤監査役	林			勲
監査役	奥	田	俊	夫
監査役	諏	訪		右
監査役	湊		勝	二

- (注) 1. 取締役石戸敏雄氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 2. 監査役林 勲、諏訪 右および湊 勝二の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

会 社 の 経 歴

- (1) 株式会社石川島飛行機製作所時代
- (2) 立川飛行機株式会社時代
- (3) 特別経理会社時代
- (4) 立飛企業株式会社(現在)

会 社 の 経 歴

(1)  株式会社石川島飛行機製作所時代

- 大正13年11月 株式会社石川島飛行機製作所の商号で創立。
資本金100万円、1/4払込み、この全額を株式会社東京石川島造船所（現在の石川島播磨重工業株式会社）が出資し、株主総数10名、初代代表取締役社長に渋沢正雄氏就任。工場は東京市京橋区月島西仲通9丁目7番地（現在の勝どき橋寄り）。
- 大正14年11月 陸軍航空本部から三菱、川崎、中島の3社とともに試作偵察機の競争設計に参加方を命ぜられる。
- 大正15年2月 試作設計に合格し、2機の試作製造を命ぜられる。
- 大正15年5月 設計および製作顧問として、ドイツの航空技師グスタフ・ラハマン博士を招く。
- 大正15年6月 第2代社長に渋沢武之助氏就任。
- 大正15年12月 東京府北多摩郡立川町、陸軍飛行第5連隊の飛行場隣接地に敷地を買収し、工場の建設に着手した。
- 昭和2年4月 英国シラス発動機会社から、シラス発動機の製作権を取得した。
- 昭和2年12月 競争試作偵察機は数次の改善を加えて審査試験に提出したが、川崎航空機株式会社の全金属製偵察機に凱歌が上り失格となる。
別に「シラス発動機」を着装した石川島型練習機を試作して審査に提出し、己式1型練習機として採用運動を開始した。
- 昭和3年4月 前述偵察機の競争試作に参加努力した実績が認められ、陸軍航空本部の指定会社となる。
指定と同時に陸軍の88式偵察機の初注文を受ける。
- 昭和3年7月 資本金を200万円に増資。優先株増資とする。
- 昭和3年12月 88式偵察機第1号機を納入した。
- 昭和4年4月 労資一体の親睦機関として鳳友会を設立した。
- 昭和5年3月 月島工場を廃止して整備のでき上った立川工場に移転した。
- 昭和5年9月 本社を東京市麴町区丸の内1丁目6番地海上ビル内に移転した。

昭和6年5月 海防義会は当社製作の石川島型練習機に「青年日本号」と名づけて、ローマ訪問の壮途に就き1万4千軒を翔破(しょうは)して当社練習機の真価を海外に披瀝(ひれき)した。

昭和8年5月 優先株式の条件を変更した。

昭和8年9月 石川島飛行機健康保険組合の設立を認可される。

昭和9年3月 陸軍省から陸達第1号が発令され、以後陸軍航空本部との契約には陸軍財務監督官の査閲を要することとなった。

昭和9年4月 会社創立以来石川島型練習機の試作研究にそそいだ努力が当局に認められ、陸軍練習機(キ9)の試作を命ぜられる。

昭和9年12月 会社創立以来10年にして初めて自社の設計による軍用制式機「95式1型練習機」を製作した。
この機種が世にいう「赤トンボ」で、終戦時まで長期にわたって活躍したもので、この製作によって当社発展の基礎が確立され、同時に創立10周年のよい記念ともなった。

昭和10年4月 私立石川島飛行機製作所青年学校の設立を認可される。

昭和10年6月 引続いて試作を命ぜられた(キ17)も審査に合格し「95式3型初歩練習機」と名づけられ益々業績発展の光明を得た。

昭和10年8月 陸軍少将横山虎三郎氏専務取締役役に就任。

昭和11年2月 渋沢武之助氏社長を退任。

昭和11年5月 門野重九郎氏代表取締役会長に就任。

(2)  立川飛行機株式会社時代

昭和11年7月 軍側の要請により商号を立川飛行機株式会社と変更。新社名による株式を発行。全株式の引換を了した。
資本金を400万円に増資した。
戦局の拡大するに伴い軍側より施設の増強を命ぜられ、工場の隣接地域を買収、さらに砂川村所在地の買収にも着手して施設の拡充に努める。

昭和12年9月 昭和5年以来航空機用発動機を数種研究試作中であつたが、その専門工場にあてるため東京市品川区東品川5丁目所在の高速機関工業株式会社を買収したが、陸軍当局の容認するところとならなかつたため、ついに機体だけを製作する飛行機会社と

なつた。

昭和12年12月 資本金を1千300万円に増資した。

昭和13年4月 指定会社(工場)となつた後、川崎航空機および中島飛行機両会社の設計による軍用制式機の製作転換期の受注製作に當つていたが、その実績を陸軍当局から「全金属製機体の製作技術も充分習得しているもの」と認定されて、低翼単葉の全金属製機「直接地上協同偵察機キ36」の設計試作を命ぜられ、これに成功して、初めて全金属製の自社設計による軍用制式機を製作できることとなつた。

昭和13年9月 95式1型および3型両練習機種種の量産により会社の業績は好転し、昭和3年の財界不況時に増資した100万円の優先株式を普通株式に変更することができた。
資本金を2千500万円に増資した。

昭和15年4月 親睦機関鳳友会の解散命令が当局から発せられ、それ以後は改組して、立川飛行機株式会社産業報国会となり、大日本産業報国会の指令の下で行動することとなる。

昭和15年6月 全金属製双発高等練習機(キ54)の試作を命ぜられ、これまた見事に合格し、この機種は終戦時まで軍用旅客機として活躍した。

昭和16年11月 第3代代表取締役社長に横山虎三郎氏就任。

昭和17年8月 22日高松宮宣仁殿下には戦時増産体制の当社各施設を親しくご視察された。

昭和17年9月 資本金を5千万円に増資した。
同時に山梨県釜無川ペリに甲府製造所を新設することを決定した。

昭和18年5月 さらに岡山県児島湾岸を埋立して岡山製造所を建設することを計画した。

昭和18年9月 立飛職域奉公貯蓄組合、内閣総理大臣から成績優秀組合として表彰を受ける。

昭和19年1月 軍需大臣から軍需会社に指定される。
門野重九郎、横山虎三郎の両氏代表取締役を退任し、生産責任者として横山虎三郎氏が任命された。
また会社の呼称も「皇国第1790工場」となって挙国戦時体制下に入った。

昭和19年 3月 立川駅からの鉄道引込線が竣工開通した。
また立川飛行機株式会社附属病院も完成した。

昭和19年 7月 朝日新聞社が皇紀二千六百年記念事業として計画した（A26型）長距離連絡機は、陸軍当局の後援の下に（キ 77）として、各飛行機関係の技術陣の総力結集によって完成され、昭和19年 7月 4日に滞空時間57時間11分58秒、航続16,435軒の新記録樹立という大成功を収めた。
当社はこの経験を生かし（キ 74）長距離爆撃機の試作に成功し、終戦時までには14機を完成納入したが、実戦に活躍するには至らなかった。

昭和19年 8月 陸軍中将安藤三郎氏新たに生産責任者（第4代社長）に任命され、横山虎三郎氏退任。

昭和20年 2月 2月17日に第1回爆撃を受け、以後引続く警報下に操業を続けていたが戦局の逼迫（ひっぱく）に伴い3月4日、4月4日、4月24日と、たて続けに大空襲に遭（あ）い死傷者は続出し、施設も大破されたため、生産は急減し、後を追った8月1日の空襲はさらに生産低下の度を高めたので、工場の疎開は益々急を要する事態となった。
しかしながら新設中の甲府、岡山両製造所の生産能力は未だ発揮するに至らず、総生産力は低下の一途をたどるという悲惨な状況となった。

昭和20年 8月 ついに15日の大詔喚発によって敗戦となり、必然的に事業閉鎖となった。
当時の払込資本金は4千375万円である。

昭和20年 9月 4日には、進駐軍によって全施設を接收されたため、18日全従業員を解雇した。
当時の在籍総人員42,332名。
清算ならびに整理要員として900名を再雇用した。

昭和21年 1月 賠償工場（39 45）に指定される。

昭和21年 3月 安藤三郎社長退任し、浅川真砂氏第5代代表取締役社長に就任。

(3) 特別経理会社時代

昭和21年 8月 軍需に基づく補償は打切りとなり、この後処理の手段として特別経理会社応急措置法が公布され、当社も特別経理会社に指定され、前途多難となる。

昭和21年10月 企業再建整備法が公布され、清算業務は法制下に開始される。米、極東空軍立川基地司令官から、従業員ならびに保有資材類の全量提供を命ぜられると同時に米空軍業務従事者以外の清算業務担当員は、旧施設外に退去を命ぜられる。

昭和22年 3月 債権者側の特別管理人として、株式会社日本興業銀行理事島田英一、株式会社小糸製作所取締役副社長山本信吾の両氏就任。

昭和22年 4月 浅川真砂社長公職追放令により退任し、渋谷澄氏第6代代表取締役社長に就任。
また会社側の特別管理人として渋谷澄、川崎淑男両氏就任。

昭和22年 7月 山梨軍政部の命により、やむなく甲府製造所を閉鎖し、その全敷地405,622坪は自作農創設特別措置法の適用を受けることとなる。
建物2,331坪は大成建設株式会社に売却を依頼して処分した。

昭和23年 2月 過度の経済力集中排除法の指定を受けたが、5月に解除となる。

昭和23年 7月 岡山製造所の土地1,071,644坪、建物9,335坪、その他の一切を、特別管理人株式会社日本興業銀行の斡旋（あっせん）により、旧土地所有主である藤田興業株式会社に譲渡し、これによって甲府、岡山両出先製造所所在の資産処理は大体終了し、その後は賠償指定機械類の管理と保全措置を残すだけとなる。

昭和23年 8月 従業員の将来の不安を解消するため企業の再建をめざして第二会社の設立を整備計画中に織り込もうとしたが、第一債権者である特別管理人の容認が得られず、やむを得ず、解散のみを目的とする整備計画認可申請書を主務官庁に提出した。

昭和23年11月 渋谷澄社長退任し、川崎特別管理人の下に社務の遂行を期することとなる。

昭和24年 6月 上述整備計画認可申請書提出後、清算の完遂を図る一方、

当時当社と同様の事情下にあった他の特別経理会社の債務返済成績などを多方面にわたって調査検討した結果、当社の債務返済などの経理状況は他の会社のそれに比して相当良好であることが判明した。

これに力を得て、それまでの会社解散目的の整備計画を改め、企業再建整備計画を進めることができる様、主務官庁に熱心に陳情運動を繰り返し行った結果、「特別管理人会の当社に対する決定は苛酷（かこく）である。」との判定の下に、次の決定通知を得た。すなわち

現状のまま解散するという本計画を改めて「一部の資産をもって第二会社を設立し、旧会社は解散する。」ということに変更することが妥当である。

この決定に基づき、再認可申請書の起案に着手した。

昭和24年7月 企業再建整備法第16条の規定に基づき、整備計画再認可申請書を全特別管理人の承認を得て提出した。

昭和24年9月 認可書下附

昭和20年勅令第657号の規定による会社解散は連合軍最高司令部の諒解覚書（日付番号）3006（7 SEP 49）ESS/FTP（ESS/AC）をもって認可。

昭和24年11月 第二会社（現在の新立川航空機株式会社）を15日設立し、初代代表取締役社長に川崎淑男氏就任。

翌16日再認可申請書に基づき会社解散の登記をする。

川崎淑男氏代表清算人に就任。

昭和24年（ヒ）第204号により期日前債務弁済許可を申請し、商法第427条第2項により東京地方裁判所民事第8部の決定を受け、その許可弁済額をただちに支払い、清算完了への第一歩とした。

昭和25年1月 旧施設内から追放されて久しく他会社の施設内で執務を余儀なくされていた清算業務は、漸く立川市の一角に事務所を新設して移転した。

昭和25年2月 米空軍は接收以来当社所有地域を国有地と誤認し続けて、当社の所有権を否定していたが、立証物件を添えて陳情を重ねた結果、漸く総司令部の容認するところとなり、当社は日本政府と賃貸借契約を結ぶ運びとなる。

この契約成功により、三菱重工業、中島飛行機両会社の施設所有権も同時に認められたので、両会社から厚く感謝された。

昭和25年3月 所有権が認められると同時に第一債権者から、この地域を戦時補償特別税として物納せよとの強い主張があったが、これを排除して、国税局に対し当該特別税は金納とすることを要請し、これが許可されたので、その金額72,559,602円⁶⁸を即時完納、当社現在の存続基礎が築かれた。

昭和25年4月 接收部隊司令官は朝鮮事変勃発の危機が迫るにつれて好意を示す様になり、懸案となっていた施設内に残存していた当社所有資材の不法占有に対する抗議も容れて「調査の結果貴社所有物件なることが判明した。」として返還され、これによって被接收区域内の未解決事項はほぼ解決して、清算業績の向上に役立った。

昭和27年6月 賠償機械として指定され、所有主たる当社の手を離れていた機器類は、講和条約の発効によって指定を解除され、また接收期間中使用されていたこれらの機器に対しては、翌28年5月にそれぞれ補償された。

昭和27年7月 当社の現物出資により設立した第二会社の株式は、法の定めるところにしたがい

債権者 312,000株 78%

当社株主 88,000株 22%

として割当てた。

当社株主の割当が僅少となっているのは、資本金に対し債務が多額であったためで、株主に対しては所有株数100株に対し8.8株という割当て1割にも達せず、このため第二会社の株主構成は債権者偏重という形となった。

よって極力会社側の得る資産によって債務を完済し、株主の特別損失負担額を軽減して全株主の期待に添うべく決意を新たにした。

昭和29年6月 上述の決意を実現させるためには企業再建整備法の改正の必要があったので、その改正の合理性について陳情運動に努力した結果、ついにその改正が実現して特別損失負担金の会社側支払が可能となった。

昭和29年 9月 清算は好結果に進展したので、この実態を大蔵省に陳情し、資産再評価法の適用承認を受け、資産再評価法の期限切れ寸前に実施することができ、会社存続後の内部留保にも裨益（ひえき）したと同時に、10億円の再評価積立金は会社の業績に順応しつつ後日株主に無償増資ができる基礎となり、また会社創立30周年の記念ともなった。

昭和29年12月 特別損失負担金の全額支払を容認され、仮勘定締切日を昭和29年12月31日と当局より指定されたので、ただちに株式会社日本興業銀行に全額を完済した。

昭和30年 2月 株主に対しては株券の提示を求めて1株当り45円の特別損失負担額の支払をすると同時に、一般債権者にも同様に支払を済ませた。

この支払に要した戦時中の債務額は次のとおりである。

1	株主特別損失負担金	45,000,000.00 ^円
2	戦時補償特別税	72,559,602.68
3	日本興業銀行	329,777,367.45
4	一般債権者	32,155,850.70
	合計	479,492,820.83 ^円

この支払完了により特別経理会社の汚名は抹消された。

(4)  立飛企業株式会社 (現在)

会社の継続 「資本金の9割を切捨てて、固定資産は物納、債務は認可された額をすみやかに支払い、早期に清算を終結せよ。」との当初の決定方針を切替え、物納は金納とし、債務の総額を完済して、会社の存続を新方針として、強い決意をもって努力した結果、仮勘定実現可能の見通しがついたので、清算の実績をもって法務省民事局に請願を重ね、その容認するところとなったため、昭和30年5月20日開催の定時株主総会において、多年の宿願であった「会社継続」は満場一致をもって可決された。多数清算会社中での好ましい終結をかち得た第一陣としての栄誉になった。

商号の変更 会社の継続ができたと同時に商号を立飛企業株式会社と変更し、第7代代表取締役社長に川崎淑男氏就任。

清算の完結 会社継続後も極力旧債権の回収に努めるとともに旧債務の支払をも推進し、昭和34年3月末には海外居住株主等の特殊事情の方々を除き支払も完結し、清算剰余金（利益金）を3億318万587円計上する成果を挙げた。

清算剰余金に対する課税問題 清算剰余金課税問題は会社継続後最も苦心したもので、この申告手続に関して主務官庁に指導を要請したが少しも進展せず、昭和33年度末となって漸く国税庁長官から当社清算所得税に対する特別通達が発せられ、解決の緒を得たが納得するまでには至らず再審査請求の申出をした結果、昭和35年1月に至って両者応諾して解決した。引続いて地方税の折衝に入り、紆余曲折（うよきょくせつ）を経て昭和37年3月に至って完納となり、この問題は7年振りで解決した。

清算積立金 課税の解決により清算剰余金より法人税、事業税、市町村税を支払った差引残金1億349万707円を清算積立金として特別勘定科目で報告することとし、特別経理会社の苦しかった歴史を将来にわたって記録に残すこととした。

増 資 特別経理会社としての指定を受けたことにより9割減
(再評価積立金繰入全額無償増資) 資の法的規制を受ける苦境にはおかれたが、上記の経過
をたどって最悪の事態には至らず、まず資本金は5千万
円に復元した上、株主特別損失負担金として資本金の9
割に該当する4千500万円の特別支払をすることができ
て、実質的には特別経理会社としての期間中においても
正常運営会社同様の配当があったこととなり、株主より
多数の感謝の言葉を得た。

商号変更後は必然的に旧債務による支払もなく、その
損失も僅少となったので、その推移に順応し株主に還元
するため、次のとおり再評価積立金を取りくずして、全
額無償倍額増資を2回実施した。

すなわち

第1回 31 7 1 50,000,000円

第2回 33 7 1 100,000,000円

資本金総額は2億円となる。

株主配当増資 昭和35年に不動産侵奪罪に関する法律が公布されたの
を契機として、戦後久しく不法占拠されていた社有地約
2万坪について、不法占拠者の地上物件の排除を企図し
たが、これに要する資金は株主各位の出資に依存する以
外に途がなかったため、昭和35～39年の5ケ年間連続し
て協力を願い資本金を3億5千138万4千円とし、その差
額をこの資金として裁判諸費、離作料、整地費ならびに
新規設備費に充当し得たのでその後はこれらの土地を含
めて活用し事業の伸展を期することとなる。

東京証券取引所 昭和36年10月2日有価証券上場規定の改正により東京
に上場 証券取引所第2部上場会社に指定された。

砂川町と立川市 昭和38年5月1日に当社施設の大部分が所在する砂川
との合併成立 町と立川市との合併成立を機に本社事務所を新築し本店
所在地を変更した。

戦後農地改革により規制を受けていた本社地域一帯も
昭和40年3月20日農地法の適用が解除となったため会社
名への登記も完了し、7年振りにて全土地の所有権確保
の成果を挙げ得た。

創立45年記念 昭和44年5月20日会社創立45年を記念し、1割2分の
株式配当を行い、資本金を増資して総額3億9千355万50
円となる。

同時に会社の発行する株式の総数株を3千万株に変更
した。

同年7月31日会社創立45年の記念祭典を東京都立川社
会教育会館ホールに千余名を招待して盛大に挙行了た。

提供地の返還 昭和35年に続き、再度昭和45年1月31日付をもって立
申請 川基地提供地の一部返還申請を主務官庁東京防衛施設局
に提出した。

殉職者25年祭 太平洋戦争中爆撃のため殉職した当社関係155柱の慰霊
25年祭を昭和45年5月1日、立飛神殿で執行了た。

株券の引換 従来その形体や記載事項が会社の記念事項に通ずるも
のとして引続いて使用していた旧株券を、東京証券取引
所株券上場審査基準に規定された形式に統一されること
になったのを機会に、新株券に改め昭和46年3月31日引
換完了した。

上村社長就任 昭和48年3月28日上村健太郎氏第8代表取締役社長
に就任。

創立50年記念 昭和49年5月29日会社創立50年を記念して、5分の株
式配当を行い、資本金を増資して総額4億5千41万8千
円となる。

同年11月1日社内において祝典を行った。

提供資産の返還 昭和51年5月31日付をもって、極一部の土地を除き立
川基地の当社提供資産が返還され、直ちに会社を挙げて
その整備修復に努め、以後立川製造所として活用し事業
の伸展を企図することとなる。

教育用地の譲渡 東京都ならびに立川市の要望により、都立高等学校建
設計画に基づき、昭和52年3月18日東京都に対し返還土
地の一部26,451.91㎡を学校用地として譲渡。

提供資産の返還 昭和52年6月29日提供資産返還記念として、株主配当
記念 金5分増配の1割7分とし、うち1割の株式配当を行い、
資本金5億3千509万6千500円となり、併せて東京証券
取引所第二部上場の資格を維持した。

乙幡社長就任 昭和52年6月29日乙幡平之助氏第9代代表取締役社長に就任。

立川基地返還 昭和52年11月30日立川基地は米軍から全面返還となり、当社の一部未返還土地9,271. ⁹⁸ m²も同時に返還となり永年米空軍に提供の全資産が返還となる。

殉職者追悼法要 太平洋戦争による殉職社員155柱の33周忌慰霊追悼法要を昭和53年4月22日、本社隣接の光隆寺別院において執り行った。

特別配当 昭和53年6月29日株主配当金4分増配の1割6分とし、うち1割の株式配当を行い、資本金5億8千860万6千150円となる。第二会社新立川航空機株式会社の東京証券取引所第二部の上場資格（浮動株主数）維持のため、当社所有の同社株式171,000株を放出した利益の一部を株主に還元せるもの。

会計監査人選任 昭和53年6月29日開催の取締役会において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく会計監査人として、東京都港区虎ノ門1丁目17番3号（第12森ビル）太陽監査法人を選任。

都立高校用地譲渡の代替資産の取得 昭和54年3月までに都立高校用地譲渡の代替資産として、倉庫用建物7棟25,624. ¹¹ m²の新築とそのほかの所要設備等を取得し、今後の増収を図る。

テニスコート施設の新設 昭和54年4月15日テニスコート施設（17面）新設し営業開始する。（ルーデンステニスクラブ）

記念配当 昭和54年6月29日会社創立55年を記念して、株主配当金5分増配の1割7分とし、うち5分の株式配当を行い、資本金6億1千803万6千450円となる。

日本経済新聞の優良企業に選定 昭和54年8月25日発表の日本経済新聞「上場企業ランキング（53年度）」で「総合評点」第43位「堅実性」では第1位に評価選出される。（53年度NEEDS総合評価ランキング）

高松宮宣仁殿下のご視察（第2回） 昭和54年9月9日高松宮宣仁殿下には親しく当社各施設をご視察になり、戦時中の昭和17年に続く再度のご来社である。

子会社株式の処分 商法改正に対処し、昭和57年8月20日保有する新立川航空機株式会社の株式381万株を立飛開発株式会社に譲渡する。

改正商法の施行 昭和57年10月1日改正商法施行となる。1単位の株式の数は1,000株とする。

ゴルフ練習場の新設 昭和57年10月8日ゴルフ練習場施設を新設し営業開始する。

名義書換代理人の設置 名義書換代理人として東京証券代行株式会社を選定し、昭和58年6月30日より株式事務を委託する。

東京事務所の閉鎖 株式事務の取次所として設置していた東京事務所は、昭和58年6月30日を以って閉鎖。

創立60年記念 昭和59年6月29日会社創立60年（11月1日）を記念して、株主配当金8分増配の2割とした。

立飛ビル1・2号館の完成 土地の有効利用を図るため、昭和60年10月立飛ビル1号館（地上9階・地下1階9,404. ⁴⁶ m²）同12月には立飛ビル2号館（地上3階8,541. ⁴⁰ m²）を栄地区（旧川崎工場）に建設した。

提供資産返還10周年記念 昭和61年6月27日提供資産返還10周年（5月31日）を記念して、株主配当金8分増配の2割とした。

246号棟・立飛ビル3号館の完成 昭和61年11月立川製造所倉庫246号棟（6,413. ³⁰ m²）ならびに昭和62年3月立飛ビル3号館第一期工事（2,267. ⁸⁸ m²）の完成。

自動車整備部門の廃止 昭和39年12月に開業した自動車整備部門は昭和62年6月を以って業務廃止。

209号棟・222号棟の完成 昭和62年8月立川製造所倉庫209号棟（7,776m²）同11月に222号棟（7,920m²）の完成。

立飛ビル5・6号館の完成 昭和63年12月立飛ビル5号館（地上5階9,316. ⁶² m²）平成元年2月立飛ビル6号館（地上3階3,197. ⁴⁰ m²）を栄地区に建設した。

232号棟・221号棟の完成 平成元年9月立川製造所に倉庫232号棟（9,684. ⁷⁵ m²）ならびに平成2年1月倉庫221号棟（16,881m²）を完成。

創立65年記念 会社創立65年を記念して、平成2年6月28日株主配当金2割のうち3分の株式配当を行い、資本金6億3千657万7千500円となる。

立飛ビル3号館第2期工事の完成 平成2年7月立飛ビル3号館第2期工事（4,342. ²⁷ m²）を完成。

233号棟の完成	平成3年7月立川製造所に倉庫233号棟(3,616.62 m ²)を完成。
提供資産返還15周年記念	平成4年6月26日提供資産返還15周年を記念して、株主配当金5円増配の13円とした。
立飛ビル7号館の完成	平成4年6月立飛ビル7号館(地上8階9,838.67 m ²)を栄地区に建設した。
創立70年記念	平成6年6月29日会社創立70年(11月1日)を記念して、株主配当金10円増配し20円とした。
殉職者50年祭	太平洋戦争中爆撃のため殉職した社員155柱の慰霊50年祭を平成7年4月24日、本社会議室において執り行った。
一部市街化区域に指定替え	平成7年5月立川製造所一部地域(モノレール軌道周辺約16万m ²)が市街化調整区域から市街化区域に指定替えとなる。
第100期記念	平成8年6月27日第100期を記念して、株主配当金10円増配し20円とした。
多摩都市モノレール	平成10年11月立川北駅 上北台駅の区間が部分開業し、立川製造所内に立飛駅および高松駅が建設され、平成12年1月立川北駅 多摩センター駅の区間が開業し、全線開通した。
創立75年記念	平成11年6月29日会社創立75年(11月1日)を記念して、株主配当金20円とした。
自走式立体駐車場	平成12年9月栄地区に構内の駐車場を集約するため、自走式立体駐車場(地上6階7層10,784.43 m ²)を完成。
藤澤社長就任	平成13年5月18日藤澤徹氏第10代代表取締役社長に就任。
自動車販売複合施設	平成13年10月立川製造所に自動車販売関連複合施設(4,438.39 m ²)を完成。
高橋社長就任	平成14年4月1日高橋勝寿氏第11代代表取締役社長に就任。
1単元の株式数	平成14年10月1日より1単元の株式数を1,000株から100株に変更。

株式についてのご案内

決算期	毎年3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当金の受領 株主確定日	毎年3月31日
基準日	毎年3月31日現在の最終株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載または記録された株主(実質株主を含む)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主といたします この他、必要があるときはあらかじめ公告して定めます
株式上場取引所	東京証券取引所(第2部)
名義書換代理人	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 東京証券代行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号(新丸ビル) 東京証券代行株式会社本店 郵便番号 100-0005 電話番号 03-3212-4611(代表) インターネット・ホームページ http://www.tosyodai.co.jp
同取次所	東京証券代行株式会社営業所および各取次所 この他、みずほインベスターズ証券株式会社本店および全国各支店においても取次を行っております
1単元の株式の数	100株
公告掲載新聞	日本経済新聞